1 件 名 三浦市企業等立地促進条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

- (1) 本市では、平成17年9月27日から三浦市企業等立地促進条例を施行し、「三 崎漁港(二町谷地区)水産物流通加工業務団地」及び「旧三崎中学校跡地 等城山地区事業用地」の2地域を支援対象として定め、「固定資産税及び都 市計画税を立地後5年間課税免除」とする税制優遇と、「市内在住者を正社 員として新規雇用した事業者に対する雇用者一人につき14万円の奨励金支 給」とする雇用奨励金により、企業誘致に取り組んでいる。
- (2) 現在、三崎高等学校跡地では、その利活用に向けた取組として、三浦市市 民交流拠点整備事業として事業者募集に取り組んでいるところであり、官 民連携の活用による様々な人々の交流活性化につながる、市の中心部にふ さわしい市民交流拠点の形成を目指している。
- (3) また、三崎地区では「三崎漁港グランドデザイン」に基づき、三崎漁港の 魅力を高め関係人口を増加させるため、官民連携による地域の活性化を目 指している。
- (4) これら地域への新たな企業誘致を進めていくためには、立地支援策による 企業の立地促進が不可欠であるため、指定地域に「三浦市市民交流拠点整 備事業用地」及び「三崎漁港(本港地区及び新港地区)」を追加することと したい。

3 改正の内容

支援措置の対象とする指定地域に、「三浦市市民交流拠点整備事業用地」及び「三崎漁港(本港地区及び新港地区)」を追加するもの。 【別表第1(第2条関係)】

4 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。